

# 社会福祉法人幸星会 コンプライアンス基本方針

## 1. コンプライアンスの徹底

社会福祉法人幸星会は、社会福祉施設設立の目的を達成するため、「私たちはご高齢の方々がその人らしく生活できるよう心を尽くして支援する」、「笑顔ある入居者の生活継続に向けた取組を推進する」との基本理念と経営目標に基づき、入居者及び、働くすべての人々の法的安全を守り、適正かつ健全な事業を継続的に実施することにより、社会的、公共的な責任を果たすことのできるガバナンスの確立を目的として、コンプライアンスの徹底を図ります。

## 2. コンプライアンス・マニュアル

社会福祉法人幸星会は、コンプライアンス態勢を確立するため、適切な組織の構築、諸規定の整備、業務執行及び評価について定めるコンプライアンス・マニュアルを策定し、維持します。

また、これを適宜見直しつつ改善を行い、老人福祉法、介護保険法をはじめとする法令等を遵守し、効率的に業務を執行する態勢の確立を図ります。

## 3. 行動指針

社会福祉法人幸星会は、コンプライアンスの徹底を図るため、役員及び職員等一人ひとりの行動の基本指針として、行動指針を次の通り定めます。

- ・私たちは、ご入居者にとってより質の高いサービスを提供し続け、QOLの向上に寄与します。
- ・私たちは事業遂行にかかわる法令等を遵守し、適正な事業活動の遂行に努めます。
- ・私たちは地域社会からの理解、支援が事業活動の基盤であることを認識し、地域社会の発展に貢献出来るよう、地域の皆さまと良好な関係を構築し、地域福祉に貢献します。
- ・お客さまなどの情報の適正な取り扱いお客さまなどの情報の管理に細心の注意を払い、漏洩などの防止に万全を期します。
- ・安全で衛生的な職場環境の維持に努めます。また、お互いの人格や個性を尊重するとともに、自らの意見を周囲に適切に伝えるなどしてコミュニケーションを活発化し、風通しのよい職場風土の維持に努めます。